

公 示 送 達 書

長崎市告示第471号

令和8年3月31日付けの次の者に係る書類(通知書)は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長(財務部特別滞納整理室)が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 29 日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住 (居) 所	氏 名
1	配当計算書(謄本) 長収第調-8137号	鹿児島県薩摩川内市平佐4236-1 サニーウェル川内104	松田 貴之
2			
3			
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。